

仕 様 書

京都市文化市民局元離宮二条城事務所

【見積書の提出期限】 令和8年6月17日（水）午後5時

【連絡先】 TEL 841-0096 FAX 802-6181 （担当：井上、近藤）

1	件 名	燃料（レギュラーガソリン・軽油・白灯油）の 単価契約について（令和8年度第2四半期）
2	予定数量	40リットル×1～5回／月（令和8年度第2四半期）
3	契約形態	単価契約（税込） ※油種ごと（レギュラーガソリン・軽油・白灯油） の単価を記した見積書を提出してください。
4	納品期間	令和8年7月1日～令和8年9月30日
5	履行場所	元離宮二条城事務所（京都市中京区二条通堀川西入二条城町541番地） ※原則、当事務所まで配達してください。ただし、緊急時等には本市が直接受け取りに行くこともあります。
6	その他 指示事項	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 契約決定者様にのみ、6月18日にご連絡を差し上げますので、ご了承ください。</li> <li>2. 見積書のあて先は「京都市長」としてください。</li> <li>3. 見積書には、ご担当者様の氏名をご記入ください。<u>ご担当者様の氏名がない場合、見積書の原本をいただきます。</u></li> <li>4. 事務所は二条城内にあります。見積書を持参する際には、事前に担当へ連絡をお願いします。</li> <li>5. 支払は納品期間終了時に行うこととし、3箇月分の納入量に応じた見積書、納品書及び請求書を提出してください。ただし、1箇月毎に支払を行うことも可能とし、その場合は毎月、当該月分の納入量に応じた見積書、納品書及び請求書を提出してください。</li> <li>6. 契約後に契約単価は変更しないが、発注者または受注者の求めがあった場合は双方協議のうえ、経済産業省資源エネルギー庁が公開している「給油所小売価格調査（ガソリン、軽油、灯油）のレギュラー現金価格（又は軽油現金価格）における京都の価格」（以下「公表価格」という。）の増減額（契約日又は契約日以前の直近公表価格と納品日又は納品日以前の直近公表価格の差額をいう。以下「増減額」という。）を契約単価に加減する。ただし、増減額の算定に際し、特段の事情がある場合は、本市と受注者の協議により定めることができる。</li> <li>7. 上記6に基づく契約単価に加減する場合は、請求書には「契約単価に納品量に乗じた金額」と「納品時点の増減額に納品時点の納品量に乗じた金額の全ての合計額」をそれぞれ個別に記載することとし、詳細は担当者との協議すること。</li> <li>8. 御不明な点は担当者までお問い合わせください。（担当：井上、近藤）</li> </ol>
7	参考	<p>&lt;前年度購入量&gt;</p> <p>6月：レギュラーガソリン 114L</p> <p>7月：レギュラーガソリン 180L</p> <p>8月：レギュラーガソリン 120L</p> <p>※ 購入量は、気象条件その他により変動します。昨年度購入量から大幅な増減があっても、本市は何ら補償しません。</p>